

船橋市保育所等利用調整事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育の利用に係る事務の取り扱いに関し、船橋市保育の利用に関する規則（平成 26 年規則第 119 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 規則第 2 条第 1 項に規定する保育所等のうち、市が認可又は認める保育所等をいう。
- (2) 受け入れ年齢に制限のある保育所等 規則第 2 条第 1 項に規定する保育所等のうち、たかね台ベビーホーム、ベル・ナーサリー、アポロンの丘および家庭的保育事業等をいう。
- (3) 利用調整基準 規則別表に定める保育所等利用調整基準をいう。
- (4) 優先的利用枠 受け入れ年齢に制限のある保育所等の卒園児が連携施設において、優先的に利用することができる枠をいう。
- (5) 認可移行保育所等 保育所等の認可を新たに受ける児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条の 2 第 1 項の届出をした認可外保育施設及びこれに類する施設をいう。
- (6) 利用児童数 保育所等を利用する児童の数をいう。
- (7) 他市児童 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの協議又は委託された児童をいう。
- (8) 児童相談所 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所をいう。
- (9) 発達支援要綱 船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱をいう。
- (10) 利用調整基準点 保育所等における保育の利用又は保育所等の変更を希望する各児童の利用調整基準、別表第 2 及び別表第 3 に規定する基準に基づいた保育の必要の度合いをいう。
- (11) 乳児 年齢基準日において満 1 歳に満たない者をいう。
- (12) 1 歳児 年齢基準日において満 1 歳から満 2 歳に満たない者をいう。
- (13) 2 歳児 年齢基準日において満 2 歳から満 3 歳に満たない者をいう。
- (14) 3 歳児 年齢基準日において満 3 歳から満 4 歳に満たない者をいう。
- (15) 4 歳児 年齢基準日において満 4 歳から満 5 歳に満たない者をいう。
- (16) 5 歳児 年齢基準日において満 5 歳から満 6 歳に満たない者をいう。
- (17) 利用定員 各保育所等（市立保育所を除く。）が認可定員の範囲内で設定する乳児、1 歳児、2 歳児、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児の各定員をいう。市立保育園は、各市立保育園の運営規程第 9 条に規定する利用定員をいう。
- (18) 入所上限 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 4 条及び附則第 3 項の規定により、各保育所等の乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積から算出した受入れが可能な乳児、1 歳児、2 歳児、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児の上限人数をいう。

(19) 市長が認めるひとり親 規則第 2 条第 2 項に規定する保護者のうち、次の条件に該当する場合をいう。

ア 配偶者がなく、かつ、その児童を認知又は養子縁組をしている者と同居していない場合

イ DV等の証明書類の提出がある場合

(年齢基準日)

第 3 条 年齢基準日は、保育の利用が開始される日の属する年度の初日の前日とする。

(保育の利用の申込み時期)

第 4 条 保育所等における保育の利用を希望する保護者(次項に規定する保護者を除く。)は、別表第 1 に規定する期間に市に申込み(保育所等の変更の申込みを含む。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、保育の利用を希望する月の本市の保育所等の利用承諾を受けている場合、当該月において、本市の保育所等の利用申込みはできない。

3 育児休業又はこれに準ずるものとして市長が認める休業の終了後に保育の利用を希望する保護者は、月の 1 日から 15 日までの間に就業を開始する場合は当該月の前月 1 日から、月の 16 日から末日までの間に就業を開始する場合は当該月の 1 日から申込みをすることができる。

4 利用希望日時点で他の市町村に在住する保護者が本市の保育所等における保育の利用を希望する場合は、別表第 1 に規定する期日までに在住する市町村を経由して申込みをしなければならない。

5 保育の利用に伴う申込み(保育所等の変更の申込みを含む)後に修正を行う場合の期日は、別表第 1 「窓口申請の場合」に規定する期間の最終日までとする(入所希望月が 4 月の場合は市長が別に定める。)。ただし、当該期日が、船橋市の休日を定める条例(平成元年条例第 12 号)第 1 条に基づく市の休日である場合は、当該期日の前日を期日とする。

(利用調整方法)

第 5 条 次の各号に掲げる場合において、利用調整基準を適用するときは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 育児又は介護を理由とする労働日数又は労働時間の短縮措置が講じられている場合 短縮措置が講じられる前の労働日数又は労働時間により調整を行う。(就労証明書に記載されているものに限る。)

(2) 1 週間の労働日数又は労働時間が週により異なる場合 1 週間当たりの平均労働日数又は平均労働時間により調整を行う。

(3) 1 週間の就学日数又は就学時間が週により異なる場合 1 週間当たりの平均就学日数又は平均就学時間により調整を行う。

(4) 警察、消防などの機関で労働している場合、労働日数及び労働時間は当該機関を設置する自治体の定めるところにより調整を行う。

(5) 前号の場合を除き、宿泊を伴う労働を常態として行っている場合、労働時間外の宿泊による拘束時間も労働時間として調整を行う。

(6) 資格外活動許可証を受けた外国籍の保護者について、制限を超えた就労内容が就労証明書に記載されている場合は、活動許可を受けている制限時間と 1 週間の休憩時間の合計をもって調整を行う。

- (7) 在留資格が家族滞在となっている外国籍の保護者については、資格外活動許可を受けている場合のみ就労または求職活動としての事由を認める。
- (8) 配偶者又は祖父母と別居中であることは住民登録により確認する。
- (9) 単身赴任により配偶者と別居中であることの確認は、住民登録及び就労証明書への記載により確認する。
- (10) 離婚した配偶者が同居していないとき及び婚姻していない実父・実母がいないときに、ひとり親として調整を行う。
- (11) 拘禁中により配偶者が不在の場合は、利用調整においてその不在期間に関わらずひとり親として調整を行う。
- (12) 受け入れ年齢に制限のある保育所等を利用している 2 歳児の児童が、当該保育所等の利用終了に伴い、保育所等の利用を希望して規則第 7 条第 1 項に規定する申込みを行う際に、保護者の状況が、規則別表「その他」項の「育児休業中またはこれに準ずるものとして市長が認める休業中」に該当する場合は、その休業を終えて復職する時の就労内容に基づき、同表「労働」項により調整を行う。ただし、第 6 条に伴う優先的利用調整において利用希望月の利用承諾を受けている者を除く。
- (13) 規則別表「世帯」項の「市長が認める施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第59条の2第1項の届出をした市内の認可外保育施設（居宅訪問型保育及び事業所内保育を除く。）及び児童相談所とする。

- 2 市長は、利用調整基準により算定した点数が同点となった場合は、別表第 2 に規定する基準に基づき、保育の必要の度合いが高い者から保育所等における保育の利用を調整するものとする。この場合において、別表第 2 に規定する基準により算定した点数が同点となった場合は、別表第 3 に規定する基準に基づき、保育の必要の度合いが高い者から保育所等における保育の利用を調整するものとする。

（優先的な利用調整）

- 第 6 条 規則第 4 条第 1 項ただし書きに規定する調整（規則第 4 条第 1 項第 3 号に規定する児童に関する調整を除く。）及び規則第 7 条第 2 項に規定する調整は、規則第 3 条又は第 7 条の規定による申し込みがあったときに行う調整に優先して調整を行うものとする。
- 2 規則第 7 条第 2 項の「市長が認めるもの」とは、受け入れ年齢に制限のある保育所等を当該年度の 10 月 1 日時点で利用している 2 歳児とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、規則第 2 条に規定する保育所等及び規則第 7 条第 2 項に規定する連携施設において児童を受け入れる体制が整わない場合は、優先的に利用調整を行わないものとする。
- 4 第 1 項に規定する利用調整の方法は、規則第 4 条第 1 項、前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、調整を行うものとする。
- 5 第 2 項、規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する児童について、第 1 項の規定による利用調整後、規則第 2 条に規定する保育所等又は規則第 7 条第 2 項に規定する連携施設において保育の利用を開始するまでに、在籍していた施設における保育の利用を継続できなくなった場合は、優先的な利用調整の結果に基づいた保育の利用の承諾を取り消すものとする。

（保育の利用申込みの有効期間等）

第7条 規則第3条又は第7条第1項の規定による申込みは、利用を希望した月の属する年度内において申込みがあるものとする。

2 規則第4条第3項の規定により保育所等における保育の利用を承諾しない旨の通知を受けた保護者（規則第7条第2項の規定により読み替えて適用する規則第4条第3項の規定により保育所等の変更を承諾しない旨の通知を受けた保護者を含む。）にあつては、翌月以降、保育の利用又は保育所等の変更が承諾されるまでの間、通知をしないものとする。

（保育所等における保育の利用の承諾等）

第8条 市長は、利用児童数が利用定員を超える保育所等にあつては、他市児童の保育の利用を承諾しないものとする。

2 利用児童数が利用定員の範囲内である保育所等にあつては、他市児童の保育の利用が当該定員の5パーセントを乗じて得た員数（1未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた数）を超えない範囲で、他市児童の保育の利用を承諾できるものとする。ただし、家庭的保育事業所（家庭的保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業所（小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）においては、他市児童が在籍しておらず、年齢基準日において保育の利用を希望する他市児童の満年齢と同一年齢の市内に在住する児童が保育の利用を希望していない場合に限り、当該定員の範囲内で他市児童を1名に限り保育の利用を承諾できるものとする。

3 前項に規定する他市児童の承諾における利用定員は、分園を持つ保育所等にあつては、本園と合算した員数とする。

4 他の市町村との協議により、保育所等における保育の利用を開始する日の属する月の前月の末日までに本市に転入することが確認でき、本市に在住しているものとみなす場合、他の市町村に隣接する保育所等で市長がやむを得ないと認める場合又は父又は母が保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有し、市内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の届出をした認可外保育施設（居宅訪問型保育及び事業所内保育を除く。）及び児童相談所で勤務する場合（保育所等の変更の申込みをする場合を除く。）は、前3項の規定は適用しない。

（発達支援児の承諾）

第9条 規則第4条第1項ただし書きに規定する調整のうち、規則第4条第1項第3号に規定する児童に関する調整については、次の各号のとおりとする。

(1) 規則第4条第1項第3号の「市長が認めるもの」とは、発達支援要綱第1条に規定する発達支援児（以下「発達支援児」という。）とする。

(2) 発達支援児が私立保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所（以下、私立保育所等という）の利用を希望する場合において、当該発達支援児が該当する入所上限に空きはあるが、対応する保育士等が配置できないこと等の理由により受入れができない場合は、保育の利用を承諾しないものとする。この場合において、当該発達支援児を仮に承諾する枠（以下「仮承諾枠」という。）を当該入所上限の範囲内で確保した上で、なお空きがある場合は、当該発達支援児の次に利用調整基準点の高い児童の利用調整を行うことができる。

(3) 前号において、仮承諾枠を確保した当該私立保育所等が、当該発達支援児の受入れが可能となった場合は、規則第4条第1項、第5条の規定にかかわらず、当該私立保育所等

における保育の利用を承諾するものとする。

- (4) 各私立保育所等において、複数の発達支援児の仮承諾枠を確保したときは、当該仮承諾枠を確保した年月順に保育の利用を承諾するものとする。ただし、同時期に仮承諾枠を確保した発達支援児が複数いる場合は、当該仮承諾枠を確保した時点での利用調整基準点に基づき、保育の利用を承諾するものとする。
- (5) 第1項の規定により仮承諾枠を確保した場合において、当該発達支援児が当該仮承諾枠を確保した当該私立保育所等以外で保育の利用を承諾されたとき又は仮承諾枠を確保した当該私立保育所等の保育の利用を希望しなくなったときは、仮承諾枠を解除する。
- (6) 発達支援児が保育所等の利用を希望する場合において、当該発達支援児が該当する利用定員に空きはあるが、発達支援要綱第4条第3項に該当する場合は、保育の利用を承諾しないものとする。

(緊急入所)

第10条 市長は、市内に在住する保護者（保育の利用を希望する日の前日までに本市に転入する予定の場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、月の途中から保育所等における保育の利用を承諾することができるものとする。

- (1) 虐待及びDVの恐れがあるとして、専門機関からその旨の協議があったとき。
- (2) 産後休業が終了した後に就業するとき。
- (3) 事故等の事前に予測できない理由により、児童を保育できない状況にあると市長が認めるとき。
- (4) その他緊急に保育の実施が必要と認められるとき。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。ただし、第3条の改正規定及び別表第3については、平成27年10月1日から施行し、平成28年4月1日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成29年4月1日以後の保育所等における保育の利用について適用する。ただし、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定（世帯の項中「祖父母等」を「祖父母」に改め、保護者の項中「2時間以上ある」の次に「と市長が認めた」を加える部分に限る。）及び別表第3の改正規定（3項中「小学6年生」を「同一世帯内における小学6年生」に改める部分に限る。）については、平成28年10月1日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成30年4月1日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定、第5条第1項第5号の改正規定、第10条の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改

正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 2 項の改正規定、第 5 条第 1 項第 5 号の改正規定、第 10 条の改正規定、別表第 2 の改正規定及び別表第 3 の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の保育所等における保育の利用について適用し、同日前の保育所等における保育の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 10 号の改正規定は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 13 日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。ただし、第 4 条第 1 項及び第 5 項、第 7 条及び別表第 1 については、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。また、令和 6 年 4 月 1 日の保育

の利用については、従前の第 9 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

別表第 1

入所希望月	申込みの期間	
	郵送申請の場合 びったりサービスでの申請の場合	窓口申請の場合
4 月	11 月 1 日から 11 月末日	11 月 1 日から 12 月 10 日
5 月～12 月	希望月の 3 か月前の 1 日から前々月の 25 日	希望月の 3 か月前の 1 日から前々月の末日
1 月	10 月 1 日から 11 月 25 日	10 月 1 日から 11 月末日
2 月	11 月 1 日から 11 月末日	11 月 1 日から 12 月 10 日
3 月	11 月 1 日から 11 月末日	11 月 1 日から 12 月 10 日

備考 申込みの期間の最終日が土曜、日曜又は祝日である場合は、当該期日の前日を期日とする。

別表第 2

区分	調整対象	調整点
世帯	同一世帯内に属する子が 2 人いる場合	+1
	親族が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合（父又は母の状況が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合を除く。）	+1
祖父母	利用希望日時点で保育の利用を希望する児童の祖父母が 6 5 歳以上である場合、または 6 5 歳未満の祖父母が、市内及び近隣市（市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・白井市・習志野市）並びに保育の利用を希望する日の属する月に当該児童が在住する市町村にいない場合	+1
	前記以外の場合で、利用希望日時点で保育の利用を希望する児童の祖父母が 6 5 歳未満であり、市内及び近隣市（市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・白井市、習志野市）並びに保育の利用を希	+1

	望する日の属する月に当該児童が在住する市町村に居住している場合において、当該祖父母について求職中および子ども・子育て支援法施行細則第 2 条第 2 項に該当する場合を除いた保育を必要とする事由を確認できる証明書の提出がある場合	
	上記以外の場合で、保育の利用を希望する児童が利用希望日時点で 6 5 歳未満である祖父母と同居していない場合	+0.5
児童	市内に在住する 1 号認定の子どもが利用している認可している保育所等及び市内に在住する子どもが利用している児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届け出をした施設（認可外保育施設）が閉鎖し、又は廃業することが判明した日から起算して当該保育所等が閉鎖し、又は廃業した日の属する月の翌月以後 3 か月を経過する日までの間に保育の利用を希望すると申込みがある場合	+7

備考 児童の祖父母が保護者となっている場合の祖父母は、児童の曾祖父母とする。

別表第 3

調整の順序	調整対象
1	市内に在住する保護者（市内に転入する予定の場合を含む。）
2	保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、引き続き保育所等における保育の利用を希望する児童
3	利用調整基準の点数が高い（ただし調整点を含まない。）
4	市内の保育所等を利用していない児童
5	待機期間が長い（ただし育児休業許容での申込み期間は含まない。）
6	多子世帯である（同一世帯内における小学 6 年生までの子の人数が多い。）
7	所得が低い（入所希望月において保護者となる者の総所得金額等の合計。）

備考 同点調整の 7 項において個人住民税が未申告である者や個人住民税の課税証明書等の提出が必要な者が未提出である場合には、同項における優先度を下げる